

報酬等に関する開示事項

【目次】

1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項	86
(1) 「対象役職員」の範囲	
① 「対象役員」の範囲	
② 「対象従業員等」の範囲	
(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲	
(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲	
(ウ) 「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲	
(2) 対象役職員の報酬等の決定について	
① 対象役員の報酬等の決定について	
(3) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数	
2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項	87
(1) 報酬等に関する方針について	
① 「対象役員」の報酬等に関する方針	
3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項	87
4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項	87
5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項	87

1. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等に関する組織体制の整備状況に関する事項

(1) 「対象役職員」の範囲

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」および「対象従業員等」(合わせて「対象役職員」)の範囲については、以下の通りであります。

① 「対象役員」の範囲

対象役員は、当行の取締役および監査役であります。なお、社外監査役を除いております。

② 「対象従業員等」の範囲

当行では、対象役員以外の当行の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員のうち、「高額の報酬等を受ける者」で当行および主要な連結子法人等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者等を「対象従業員等」として、開示の対象としております。

なお、当行の対象役員以外の役員および従業員ならびに主要な連結子法人等の役職員で、対象従業員等に該当する者はありません。

(ア) 「主要な連結子法人等」の範囲

「主要な連結子法人等」とは、銀行の連結総資産に対する当該子法人等の総資産の割合が2%を超えるものおよびグループ経営に重要な影響を与える連結子法人等であり、該当ありません。

(イ) 「高額の報酬等を受ける者」の範囲

「高額の報酬等を受ける者」とは、「4.当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項」に記載の「対象役職員の報酬等の総額」を同記載の「対象となる役員の人数」により除すことで算出される「対象役員の平均報酬額」以上の報酬等を受ける者を指します。

なお、退職一時金につきましては、報酬等の金額から退職一時金の全額を一旦控除したものに「退職一時金を在職年数で除した金額」を足し戻した金額をもって、その者の報酬等とみなし、「高額の報酬等を受ける者」の判断を行っております。

(ウ) 「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」の範囲

「グループの業務の運営または財産の状況に重要な影響を与える者」とは、その者が通常行う取引や管理する事項が、当行、当行グループの業務の運営に相当程度の影響を与え、または取引等に損失が発生することにより財産の状況に重要な影響を与える者であります。

(2) 対象役職員の報酬等の決定について

① 対象役員の報酬等の決定について

当行では、株主総会において役員報酬の総額(上限額)を決定しております。取締役の報酬の個人別の配分については、株主総会で決議された範囲内において取締役会にて、また、監査役の報酬の個人別の配分については、同範囲内において監査役の協議にて、それぞれ決定しております。

(3) 報酬委員会等の構成員に対して支払われた報酬等の総額および報酬委員会等の会議の開催回数

該当ありません。

2. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系の設計および運用の適切性の評価に関する事項

(1) 報酬等に関する方針について

①「対象役員」の報酬等に関する方針

当行では、平成25年6月27日開催の定時株主総会の決議により、取締役の業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的として、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストックオプション制度を導入しました。

また、あわせて監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止しました。

これにより、当行の取締役に対する報酬等は、「基本報酬」、「役員賞与」および「ストックオプション報酬」で構成され、監査役に対する報酬等は、「基本報酬」および「役員賞与」となりました。

「基本報酬」および「役員賞与」については、株主総会の決議により、取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬年額の最高限度額(取締役230百万円、監査役90百万円)を決定しており、株主の監視が働く仕組みとなっております。

各取締役の基本報酬額は、当行の定める一定の基準に従い、各取締役の報酬額を取締役会にて決定しております。各監査役の基本報酬額は、監査役の協議により決定しております。

また、役員賞与は株主総会の決議による取締役全員および監査役全員のそれぞれの報酬年額の最高限度額の範囲内で、取締役会により決議された支給総額に基づいており、各取締役の支給額は取締役会で決定、各監査役の支給額は監査役の協議により決定しております。

また、取締役(社外取締役を除く)に対しては、株式報酬型ストックオプションとして、新株予約権を年額70百万円の範囲で割り当てることについて株主総会の決議を受けており、各取締役の割り当て額については取締役会で決定しております。

3. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに報酬等と業績の連動に関する事項

対象役員の報酬等の決定に当たっては、株主総会の決議により役員全体の報酬総額(上限額)を決定しており、株主の監視が働く仕組みとなっております。

4. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の種類、支払総額および支払方法に関する事項

対象役職員の報酬等の総額(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

区分	人数	報酬等の 総額 (百万円)	固定報酬の総額				変動報酬の総額				退職 慰労金	その他
			基本 報酬	株式 報酬型 ストック オプション	その他	基本 報酬	賞与	その他				
対象役員 <除く社外役員>	12	311	254	224	29	—	42	—	42	—	13	1
対象従業員等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

- (注) 1. 人数には、平成25年6月27日開催の定時株主総会をもって退任した取締役2名を含んでおります。
2. 上記のほかに、平成25年6月27日開催の定時株主総会の決議に基づき、過年度において役員退職慰労引当金に計上した金額を含め、退任取締役2名に204百万円の役員退職慰労金を支給しております。
3. 株式報酬型ストックオプションの権利行使時期は以下のとおりであります。

	行使期間
宮崎銀行 第1回新株予約権	平成25年8月1日から平成55年7月31日まで

5. 当行(グループ)の対象役職員の報酬等の体系に関し、その他参考となるべき事項

前項までに掲げたもののほか、特段、該当する事項はありません。